第１号様式

平成20年6月3日

国土交通省　道路局
交通管理課長　殿

照会者氏名：丸　紅　株　式　会　社
住宅開発第二部長　黒田　勉
所　在　地：東京都千代田区大手町１丁目４番２号

法令適用事前確認手続（照会書）

下記について照会致します。
なお、照会者名ならびに照会及び回答内容が公表される事に同意します。

記

1. 法令及び条項
道路法第47条第1項の規定に基づく車両制限令第5条第1項～第3項
道路法第47条第1項の規定に基づく車両制限令第12条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為にかかる個別具体的な事実
埼玉県所沢市東町323番2（地番）において、弊社事業主でマンションを建設・分譲予定（計画戸数119戸、計画駐車場総台数63台）である。
計画地の南側に接する道路は認定幅員が 2.7m～4.0mである公道である（「所沢市道1-523号線」）。
本マンションを建設するにあたり、工事車両（車幅 2.5m未満）・本マンション購入者が所有する車両（11 台）が本道路を通行する予定である。このような状況下で本道路を通行するにあたり、
① 本道路は道路法第47条第1項の規定に基づく車両制限令が適用されるかどうか。
② 車両制限令が適用されるのであれば、本道路の場合においては全ての車両において車両制限令第12条第1項の通行認定を受ける必要があるが、
(1)認定申請した場合において、工事車両及び本マンション購入者が所有する車両の認定を受ける事ができるか。また、幅何メートルの車両に対し通行認定が受けられるのか。
(2)工事車両と周辺住民の一般通行車両とに通行認定基準に差があるのか。
(3)本マンションの購入者が所有する車両と周辺住民の一般通行車両とに通行認定基準に差があるのか。
(4)本マンションの購入者が所有する車両の通行に関し、購入者との売買契約締結時（所有権移転前）に通行認定を受ける事ができるか。
(5)本マンションの購入者が所有する車両以外の車両（宅急便や郵便局等の配達車両等）の通行は不特定であり、都度事前に通行認定を受ける事は不可能であるが、

その場合は法令適用外となる事はないのか。全ての車両の通行に対し事前に認定の必要があれば、それらの車両の通行は全て法令違反となってしまうが、法令違反を回避する手段はないのか。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

本道路は公道としての認定幅員は 2.7m～4.0mであり上記の工事車両や本マンションの購入者が使用する車両が通行する事は可能である。道路法第 47 条第 1 項の規定に基づく車両制限令第 5 条の幅の制限を適用した場合、この道路を通行する二輪車を除くほぼ全ての車両が車両制限令第 12 条第 1 項の通行認定を受ける必要があると考えられるが、現状、近隣住民の車両やその他車両も全て認定を取得せず通行している状況であり、本道路を通行する全ての車両に対し事前に認定を与える事は不可能であり、車両制限令を適用する事はできない、若しくは認定は不要であるものと考える。

また、仮に本道路において車両制限令第 5 条が適用されるとした場合、本道路において、周辺住民の車両と、工事車両・本マンション購入者が所有する車両との間で通行に関し特別に考慮される理由に差がないため、認定基準に差はないと考える。

4. 連絡先

東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 2 号
丸紅株式会社　住宅開発第二部
住宅第二課　幸阪　圭吾
（TEL：03-3282-4147）

以上